

## アフィリエイトパートナー規約

MotionLink のアフィリエイトパートナー規約（以下、「本規約」という）は、「MotionLink」（第 1 条第 5 項に定義）のサービス（以下、「本サービス」という）の利用に関し、株式会社ファースト（以下、「当社」という）と、本文にて定義するアフィリエイトパートナーとの関係を規定するものである。

### 第 1 条（定義）

本規約において使用する用語を次の各項のとおり定義する。

#### 1. アフィリエイトサイト、アフィリエイトパートナー、ユーザー

本規約に同意して、自己の運営する WEB サイトまたは電子メールマガジンからネットワークを利用して、顧客をクライアントサイトに誘導し、報酬を得ようとする者をアフィリエイトパートナーといい、アフィリエイトパートナーの運営するサイト、または電子メールマガジンをアフィリエイトサイトという。また、アフィリエイトサイト上のリンクを通じて、アフィリエイトサイトからクライアントサイトへ移動し、あるいは移動しようとする者をユーザーという。

#### 2. クライアント(広告主)、クライアントサイト

当社と当社所定の規約に同意して、自己の運営する商品やサービスを提供する WEB サイトに、ネットワークを利用して顧客を誘導することを希望する者をクライアントといい、クライアントの運営するサイトをクライアントサイトという。

#### 3. 成果報酬

事前にアフィリエイトパートナーに金額が提示され、ユーザーが売上型、リード型又はクリック型のいずれかの成果結果を実現することにより、クライアントよりアフィリエイトパートナーに対し支払われる報酬（税込み価格とする）。

#### 4. 売上型・リード型・クリック型、成果結果

アフィリエイトプログラムにおいて、ユーザーによる商品やサービスの購入に応じて、クライアントからアフィリエイトパートナーへ成果報酬が支払われる方式を売上型、ユーザーによるフォーム入力やアンケートへの回答などのユーザー情報の提供に応じて、クライアントからアフィリエイトパートナーへ成果報酬が支払われる方式をリード型という。ユーザーによるクライアントサイトへのリンクのクリック数に応じて、クライアントからアフィリエイトパートナーへ成果報酬が支払われる方式をクリック型という。ユーザーによる売上、リード、クリックを総称して、成果結果という。

なお、同一ユーザーが、同じ広告に対して、一定時間内に重ねてクリックしても成果結果としては認められない。

#### 5. アフィリエイトプログラム、MotionLink

クライアントサイト及びアフィリエイトサイトによって構築され、ユーザーをアフィリエイトサイトへ誘導し、ユーザーの成果があった場合、クライアントがアフィリエイトパートナーに対価を支払う仕組みをアフィリエイトプログラムもしくはプログラムといい、「MotionLink」とは、当社の提供するアフィリエイトプログラム代行サービスあるいはネットワークをいう。

## 6. リンク

アフィリエイトサイトに置かれ、クリックにより、ユーザーのブラウザにクライアントサイトを表示するハイパーリンク。テキスト、商品イメージ、ボタンロゴ、バナーなどクライアントによって生成されたすべての形態を取る。

## 第2条（申込と承認）

アフィリエイトパートナーは、本規約の全ての条件に合意の上、MotionLink に正式アフィリエイトパートナーとして加入するものとし、WEB上より「MotionLink アフィリエイトター新規登録」フォームに必要事項を記入することで申し込みを完了するものとする。当社が申込内容を審査し、申込を承諾した時点から本契約は効力を生じる。

## 第3条（サービスの内容）

当社は、当社が開発し、運営・管理するネットワークを提供し、アフィリエイトプログラムをアフィリエイトパートナー・クライアント・及びユーザーが利用できるようにする。

## 第4条（成果報酬の支払い）

### 1. 参加承認

アフィリエイトパートナーは、MotionLink のWEBサイト上のリンクを通じて、広告掲載を希望するプロモーションの成果報酬条件を確認の上、WEB上の「広告タグ取得」より広告 URL を取得することにより、広告を掲載出来るようになる。プロモーションの成果報酬条件はクライアントの意向により変更される場合があることを了解するものとする。

### 2. 認証による合意

成果結果は、クライアントが認証することにより、成果報酬の対象となる。なお、クライアントは対象となった成果結果が発生した時点を超えても、30日以内に認証または否認の判断をするよう努めるが、クライアントが別途定める場合は30日を超えても、60日以内であれば、認証または否認の判断がなされないことがあることを、アフィリエイトパートナーは了承する。また、当社が合理的と認めた場合、一旦行われた認証の内容が変更されることがある。

### 3. 支払いの主体

各アフィリエイトプログラムを通じて発生した成果報酬額のアフィリエイトパートナーへの支払いの主体は、その当該アフィリエイトプログラムを主催するクライアントである。当社はクライアントより委託を受け、代行してアフィリエイトパートナーへ支払うものとする。

### 4. クライアントの支払遅滞

クライアントがアフィリエイトパートナーへの成果報酬額を当社へ支払うことを滞らせた場合、当社はアフィリ

エイトパートナーへの支払い代行を履行することはできない。その場合に生ずるすべてのアフィリエイトパートナーへの不払いに対し、当社は一切その責任を負わない。

#### 第5条（プロモーション広告掲載解除）

アフィリエイトパートナーは、WEB上よりクライアントへの事前通知無しに、いつでも広告掲載を解除することが出来る。また、アフィリエイトパートナーは、クライアントによるプロモーションの広告掲載承認後であっても、クライアントから事前通知無しに承認を解除される場合があることを了解するものとする。

#### 第6条（プロモーションの停止、変更、修正、追加、削除）

クライアントは、いつでもそのプロモーション内容を停止、変更、修正、追加、削除することができるものとする。その内容のアフィリエイトパートナーへの通知は5日前に電子メールにて行うものとするが、緊急を要する場合はこの限りではないものとする。

#### 第7条（アフィリエイトパートナーによるリンクの設定）

アフィリエイトパートナーは、クライアントの指定するリンク方法を使って、自サイト内にリンクを設定する。クライアントの許可なくそのリンク方法を変更することはできないものとし、変更する場合はクライアントの事前の承認を得るものとする。

#### 第8条（広告素材の変更、デフォルトバナー、デフォルト広告）

アフィリエイトパートナーの掲載している広告素材が、当該クライアントにより変更され、その内容に著しい変更のない場合は、アフィリエイトパートナーの承認無しに、新しい広告素材に差し替えされることがあることをアフィリエイトパートナーは了解するものとする。

#### 第9条（アフィリエイトパートナーによるトランザクションの管理）

当社は、アフィリエイトパートナーに対して、WEB上に専用の管理ページを提供し、アフィリエイトパートナーは常にこの管理ページへアクセスし、日々のトランザクションを確認する義務を負い、誤ったトランザクションなどを発見した場合には、直ちに当社に報告するものとする。報告を怠ったことに起因する、後日生ずる成果報酬支払いのトラブルに関しては、当社は一切責任を負わないものとする。

#### 第10条（成果報酬額の受領）

当社の、アフィリエイトパートナーへの成果報酬の支払いは、1ヶ月毎に行なわれるものとし、成果報酬額のすべてを合算し、指定の口座へ振り込まれるものとする。但し、成果報酬額の合計金額が5,000円未満の場合は、次回以降の支払いへと繰り延べられるものとする。

支払いの対象となる期間は、各月の1日からその月末とし、支払いは翌月15日とする。15日が金融機関の休日にあたる場合は翌営業日とする。

アフィリエイトパートナーが指定できる口座は、銀行、信用金庫、労働金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業共同組合のいずれかの日本国内の普通預金または当座預金の口座とし、当社が右の指定口座に振込むことで支払を完了したものとみなされる。なお、アフィリエイトパートナーの登録した口座情報の不備により振り込みできない場合、組み戻しにかかる手数料はアフィリエイトパートナーが負担するものとする。本条に基づく成果報酬額への税務処理に関しては、税法等法令の規定に従うものとする。

#### 第11条（サービスのメンテナンス）

ネットワークのメンテナンスは、定期・不定期を問わず実施されるものとする。その間のサービス停止に対し、アフィリエイトパートナーは異議を述べない。

#### 第12条（秘密保持）

当社は、この契約を通じて知り得る、アフィリエイトパートナーの登録情報やプログラムを通じて得られるトランザクションデータに関して、アフィリエイトパートナーの事前の承認なしには外部に公表することはないものとする。但し、既知となっている情報は除くものとする。

参加アフィリエイトパートナー全般にまたがって集計された統計情報は、アフィリエイトパートナーが特定できない範囲において利用・公表できるものとする。

アフィリエイトパートナーは、本サービスに関連して知り得た当社およびクライアントの技術上、営業上、業務上等の情報を、第三者に漏洩してはならないものとする。但し、既知となっている情報は除くものとする。

#### 第13条（契約期間）

本契約の期間は、本契約が効力を生じてから1年間とし、契約の終了日の30日前までに、当事者いずれか一方からの契約終了の意思表示がない限り、本契約は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

#### 第14条（アフィリエイトパートナーの退会）

アフィリエイトパートナーが退会を希望する場合は、事前にパートナー側から当社に連絡の上、当社が定めた退会手続きを行なうものとする。

#### 第15条（アフィリエイトパートナー登録の抹消）

当社は、下記の事由が発生した場合、当該アフィリエイトパートナー登録を抹消し、当社とアフィリエイトパートナーとの間の契約は終了する。

1. アフィリエイトパートナー宛のメールが3回以上届かない等の理由により、メールによる連絡が不能と判断されたとき。
2. アフィリエイトパートナーが、2年間成果報酬を獲得しなかったとき。

## 第16条（清算義務）

第17条の場合を除いて、契約が終了したときは、当社はアフィリエイトパートナーに対し、未払いの成果報酬から当社の解約事務手数料（1000円）を控除した額を支払う。但し、当社の振込事務手数料控除後に成果報酬額の残額が合計で3,000円未満の場合は、当社において、成果報酬額の残額は存在しないものとして処理を行うものとする。

前項の支払いは、契約終了の日が属する月の翌々月10日に行うものとする。10日が金融機関の休日にあたる場合は翌営業日とする。

## 第17条（禁止行為）

アフィリエイトパートナーは以下に定める禁止行為を行ってはならない。

### 1. 広告素材およびリンクコード改変

クライアントから提供されたリンク（広告素材及びそのリンクコードを含む）をクライアントに無断で改変すること。

### 2. 成果報酬行為の依頼

クライアントのWEBサイトの紹介・広告とは無関係に、もっぱら報酬獲得のため、ユーザーにクリックすることを強要・囁願・依頼すること、及びユーザーに誤解を与えるような言葉を記述すること。

### 3. 虚偽行為

アフィリエイトパートナーが、自らあるいは第三者と共謀して、あたかも成果報酬対象となる行為が発生したかのように装うなど、不正な行為を行うこと、その他、広告目的及び当サービスの趣旨を外れたクリックや注文、登録が発生した場合等、不当に成果報酬を得るとみなされるいかなる行為。

### 4. 登録されたサイト以外での広告掲載

アフィリエイトパートナーが当社に届け出たアフィリエイトサイト以外の媒体において広告を掲載すること。

### 5. スпам行為

電子メールでのスパム行為、掲示板への書きこみ等による宣伝行為、またそれ以外の方法・手段による第三者へ

の迷惑行為に該当する宣伝行為。

#### 6. 掲載期間満了の広告素材の掲載

掲載期間が終了している広告素材やそのリンクコードを掲載し続ける行為。

#### 7. クライアントへの直接連絡

クライアントが成果報酬の支払いを遅延した場合を除き、本サービスに関連して、当社を介さずにクライアントに対して直接連絡を行うこと

#### 8. 趣旨に反するコンテンツの掲載

アフィリエイトサイトに、本サービスの趣旨またはクライアントの広告の趣旨に反し、または、これにふさわしくないコンテンツを掲載すること

#### 9. クライアント指定の条件に反する方法での掲載

禁止条件に反した掲載

#### 10. その他、弊社が不相当と認めたサイト

禁止行為の有無についての判断は、当社とクライアントが行うこととし、アフィリエイトパートナーに対するその内容・根拠の説明を要しないものとする。

当社は、疑わしいと考えるアフィリエイトパートナーに対して、サーバーのログファイルを提出するよう求める権利を有するものとする。また、本サービスを運営するシステムのセキュリティ保護のため、こうした判断基準については特段の事情のない限り、原則としてアフィリエイトパートナーに対して開示しない。

### 第 18 条（資格）

アフィリエイトパートナーとしての資格は以下の通りとする

#### 1. 以下のサイトを運営していないこと

日本国の法令に違反する、もしくは違反していると思われる内容と表現が含まれるサイト。誹謗中傷もしくは差別的な内容と表現が含まれるサイト。暴力、虐待を推奨するサイト及びネットワークが著しく公序良俗に反するサイト。

#### 2. サイトの担当者が 18 歳以上であること

#### 3. アフィリエイトパートナーへの申込時の情報に偽りがないこと

#### 4. 本契約を読み、遵守することを承認していること

#### 5. プログラム開始後にネットワークに提供するデータや情報に偽りがないこと

6. 過去にアフィリエイトパートナーを強制退会になっていないこと

7. 当社およびクライアントとの間で礼節をわきまえたコミュニケーションを図れること

#### 第 19 条（契約の強制終了及び成果報酬没収）

当社は、下記の理由により、何らの催告なくして本契約を終了させることができるものとする。

1. アフィリエイトパートナーが本契約内の条項を遵守しなかった場合

2. アフィリエイトパートナーが違法行為を行っている場合

3. アフィリエイトパートナーが禁止行為を行っている場合

4. アフィリエイトパートナーが第 18 条で定める資格を満たさない場合

5. 成果結果の品質に著しい問題がある場合

6. 登録されたアフィリエイトサイト名や URL が同一、あるいは、メールアドレスが同一、あるいは振込先、あるいは氏名や会社名が同一であるにもかかわらず、更に別のアフィリエイトパートナーID を取得しているのが明らかになった場合

前項記載の理由により契約が強制終了になった場合、当社は当該アフィリエイトパートナーについて生じた成果報酬を没収し、支払いを一切拒否できるものとする。

#### 第 20 条（担当者との連絡）

アフィリエイトパートナーと当社との連絡は原則として電子メール及びアフィリエイトパートナー専用のWEBサイトにて行われるものとする。また契約期間中は、この連絡メールをアフィリエイトパートナーは拒否できないものとする。

当社が、アフィリエイトパートナーから届出を受けた連絡用の電子メールアドレスに電子メールを送信したときは、これが到達しない場合であっても、送信時において到達したものとみなす。

#### 第 21 条（サービスの停止、変更、修正、追加、削除）

当社は、いつでもそのサービス内容を停止、変更、修正、追加、削除することができるものとする。その内容のアフィリエイトパートナーへの通知は5営業日前に電子メールにて行うものとするが、緊急を要する場合はこの限りではないものとする。

## 第 22 条（登録・承認）

当社は、アフィリエイトパートナーが登録時に申請する情報に基づいてその承認を行うものとする。登録については本名、所在地等の入力に誤りが無いものとし、ハンドルネーム等の登録を禁止するものとする。また、承認時点及び以降において、アフィリエイトパートナーの虚偽の申告や行為などにより生ずる損害・被害等に関して、アフィリエイトパートナーがその全責任を負うものとする。

## 第 23 条（著作権）

ネットワークを通して利用できるアフィリエイトパートナーのコンテンツはすべて著作権についての問題を抱えていないものとする。アフィリエイトパートナーと第三者との間に著作権の問題が生じた場合は、当社は一切責任を負わないものとする。

## 第 24 条（保証の制限）

当社は、そのサービス、その運営、その使用及びその使用による結果に対して最大限の努力をもって、安定的に維持することを努めるものとするが、以下の保証をするものではない。

1. サービスが停止することなく、問題なく運営されること。
2. サービスに欠陥が生じた場合に、常に修復されること。
3. サービス内にコンピュータウイルスなどの破壊的構成物を存在させないこと。
4. これらのためのセキュリティ方法が十分に提供されていること。
5. ユーザーの動作環境によらず、広告が正常に表示されること。

## 第 25 条（責任の限定）

本契約が期間の途中で終了した場合、その終了原因の如何を問わず、いずれの当事者も他方当事者に対して損害賠償責任を負わないものとする。他方当事者がかかる損失、損害の可能性に関して予め警告していた場合であっても同様とする。この損害については、得べかりし利益、間接損害等、一切の損害を含む。

## 第 26 条（知的所有権及びライセンス）

当社や各クライアントがアフィリエイトパートナーに提供する、コンテンツ、技術、すべてのイメージ（バナー



や商標なども含む)に関する知的所有権は、すべて提供する側に帰属するものとし、アフィリエイトパートナーはネットワークの限定された範囲内でのみその利用を許諾されているものとする。また、アフィリエイトパートナーは事前の許可なくして、それらの内容などに対して一切の修正・変更はできないものとする。

#### 第 27 条 (不可抗力)

天災、当局の不作为、火災、ストライキ、洪水、疫病、暴動または戦争行為等を含むがこれらに限定されない、当事者の合理的な管理を超える事由による不履行の場合、いずれの当事者も、本契約義務の履行遅滞ないし履行不能について 責任を負わないものとする。

#### 第 28 条 (裁判管轄)

本契約に関する問題は、日本法を準拠法とし、本契約に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

#### 第 29 条 (規約及び条件等の改訂)

本契約及び条件は、当社の判断によりアフィリエイトパートナーの承諾なく随時変更・改訂を行うことができるものとする。

【2014年8月1日 制定】

以上